

契約件名及び数量	人材銀行ネットワークシステム設定作業
随意契約によることとした理由	<p>本契約に係る、設定作業については、サーバーとのネットワーク共有が必要不可欠である。システムの構築部分については、本件契約業者が独自で開発したものであり、仮に、システムの内部を把握していない当該業者以外の者が、システムの内部に入ってしまうと、現存のデータを削除してしまった場合、データを復元することができなくなる恐れがある等、通常業務に多大な影響を及ぼすことが考えられる。</p> <p>また、設定作業後システムプログラムの起動が正常に行われているか確認する必要があることから、サーバー内のプログラム内容を把握した開発業者以外の者が行うにはリスクが高く、非効率であること、また、迅速かつ確実に設置作業を進めるとともに、作業中に万が一不測の事態が発生した場合にも確実に対応し、作業後良好なシステム環境を維持していくためにも、当該システムの開発業者以外の者に作業させることは不可能であり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するものである。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	